

令和 7 年 2 月 6 日
都市整備政策部
都市デザイン課

世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を
改正する条例

概 要

1 改正理由

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」改正に伴い、建築物バリアフリー基準の見直し及び基準の追加があったことから、「世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例」を一部改正し、必要な規定の整備を行う。

これに伴い、「世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例」を第 1 回区議会定例会に提出する。

2 主な改正内容（別紙 1 参照）

（1）条例第 9 条第 3 項に車椅子使用者用便房の規定を追加する。

3 施行予定日

令和 7 年 6 月 1 日

4 条例改正新旧対照表

別紙 2 のとおり

5 添付資料

（別紙 1） 世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例改正の概要について

（参考資料） バリアフリー法施行令改正内容等

（別紙 2） 世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例新旧対照表（案）

世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物の条例 改正の概要について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「バリアフリー法施行令」という。）改正に伴い、「便所」、「劇場等の客席」、「駐車場」に係る建築物移動等円滑化基準（建築物バリアフリー基準）の見直しおよび追加が行われた。

そのうち「便所」において、延べ床面積が1,000 m²未満の建築物は、車椅子使用者用便房の設置基準を別途、条例上で規定することが必要となった。

そのため、世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例において、規定の整備を行うものである。

1. バリアフリー法施行令の主な改正内容

① 便所の設置（見直し）

- ・ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者が利用する便所（不特定多数利用便所）を、原則建築物の階数に相当する数以上設置
- ・ 不特定多数利用便所を設ける階ごとに車椅子使用者用便房を1以上（1,000 m²未満の小規模階を有する場合は階の床面積の合計が1,000 m²に達するごとに1以上）設置

※バリアフリー法は対象延べ床面積が2,000 m²以上であるが、区ではバリアフリー建築条例により対象規模を引き下げており、設置基準はバリアフリー法施行令を適用している。バリアフリー法施行令改正により建築物の延べ床面積が1,000 m²未満の場合、車椅子使用者用便房の設置数が0となるため、バリアフリー建築条例で基準を付加する。

② 劇場等の客席（追加）

【客席における車椅子使用者用部分の数】

- ・ 客席に設ける座席の数が400 以下の場合は、2 以上
- ・ 客席に設ける座席の数が400 を超える場合は、座席の数の0.50%以上

【車椅子使用者用部分の構造】

- ・ 幅は90cm 以上とすること
- ・ 奥行きは135cm 以上とすること
- ・ 床は平らとすること

③ 駐車場に設ける車椅子使用者用駐車場（見直し）

- ・ 駐車施設の数が200 以下の場合は、駐車施設の数の2 %以上
- ・ 駐車施設の数が200 を超える場合は、駐車施設の数の1 % + 2 以上

2. バリアフリー建築条例改正の概要

(1) 改正概要

バリアフリー法第14条第1項の規定により、特別特定建築物について 2,000 m²以上の建築をしようとするときは、バリアフリー法施行令で定められている建築物バリアフリー基準に適合させる必要がある。

なお、区では同法第14条第3項の規定により、世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物の条例において、特別特定建築物を追加し、バリアフリー法施行令で定める規模未満に面積を引き下げ、必要な基準を付加している。

バリアフリー法施行令改正に伴い「便所」、「劇場等の客席」、「駐車場」に係る建築物バリアフリー基準の見直し及び追加が行われた。

そのうち「便所」において、建築物の延べ床面積が1,000 m²未満の場合、車椅子使用者用便所の設置数が0となるため、延べ床面積が1,000 m²未満の建築物は、車椅子使用者用便所の設置基準を別途、条例上で規定することが必要となった。

なお、「劇場等の客席」、「駐車場」については、これまでの規定より厳しくなることから、バリアフリー建築条例に付加をせず、バリアフリー法施行令の基準を適用する。

(2) 内容

(ア)対象

- ① 特別特定建築物（公立小中学校、病院等）のうち床面積が1,000 m²未満のもの
- ② 中規模建築物※（200～500 m²未満の物販店舗、飲食店、サービス店舗等）

※法では「条例小規模特別特定建築物」という

(イ)内容

- ① 1,000 m²未満の特別特定建築物には、不特定多数利用便所のうち1以上の車椅子使用者用便所を設置
- ② 中規模建築物に、不特定多数利用便所を設ける場合には1以上の車椅子使用者用便所を設置

	中規模建築物 (200～500 m ² 未満)	1,000 m ² 未満 (中規模建築物以外)	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満
不特定多数利用便所	任意	法に定める数以上	法に定める数以上
車椅子使用者用便所	不特定多数利用便所を設ける場合1以上 (付加基準)	不特定多数利用便所のうち1以上 (付加基準)	法に定める数以上 (1以上)
※オストメイト対応	不特定多数利用便所を設ける場合1以上	不特定多数利用便所のうち1以上	不特定多数利用便所のうち1以上

バリアフリー法施行令改正内容等

① 便所

【バリアフリー法施行令改正内容】

	改正前 (現行法)	改正後 (R7.6.1以降 工事着手)
不特定多数利用便所 (一般便所)	任意	原則、建築物の階数に相当する数以上 (管理上難しい場合など除外あり)
車椅子使用者用便房	不特定多数利用便所を設ける場合、1以上(建物に1以上)	不特定多数利用便所を設ける階ごとに、1以上 ※1,000㎡未満の小規模階を有する場合は、階の床面積の合計が1,000㎡に達するごとに1以上
オストメイト対応	改正なし ※不特定多数利用便所を設ける場合1以上(建物に1以上)	

【バリアフリー法施行令改正に伴う便所の設置イメージ】

不特定多数利用便所：建築物の管理運営上、不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ない階を除き、階数に応じた数以上

車椅子使用者用便房：各階の不特定多数利用便所のうち1以上

※小規模階を有する場合、階の床面積が1,000㎡に達するごとに1以上

※中規模建築物は不特定多数利用便所を設けた場合、1以上

	ケース1 中規模建築物	ケース2 中規模建築物以外	ケース3	ケース4	ケース5
	※バリアフリー建築条例：引き下げ範囲				
便所のある階のイメージ					
延べ床面積	200～500㎡未満	1,000㎡未満	1,000～2,000㎡未満	2,000～3,000㎡未満	5,000㎡～
各階の面積	40～100㎡未満/階	200㎡未満/階	200～400㎡未満/階	400～600㎡未満/階	1,000㎡以上/階
階数	地上5階	地上5階	地上5階	地上5階	地上5階
便所のある階の数	1	5	5	5	5
建築物に設置する車椅子使用者用便房の数	※1 (条例付加)	※1 (条例付加)	1	2	5



：不特定多数利用便所

：車椅子使用者用便房

② 劇場等の客席（バリアフリー建築条例：付加基準なし）

【バリアフリー法施行令改正に伴う車椅子使用者用部分の設置イメージ】

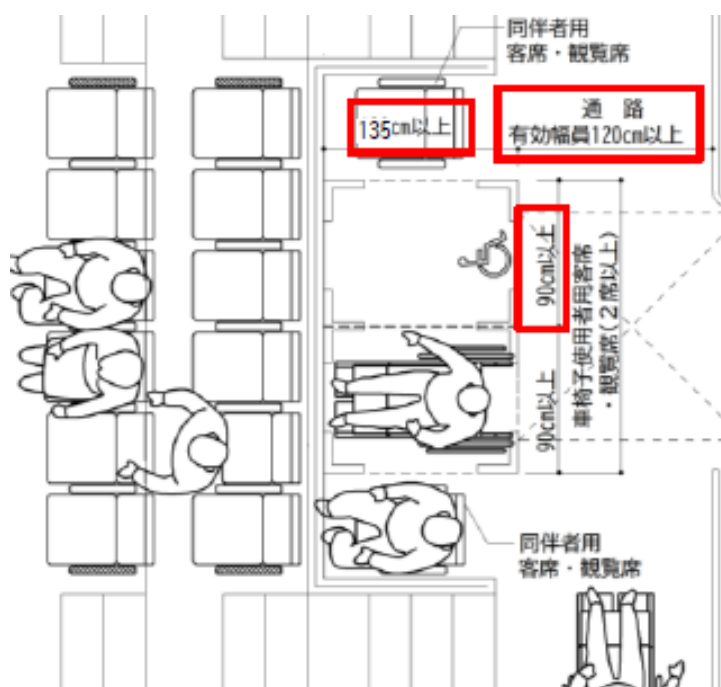
- ・ 座席の数が 400 以下の場合：2 以上
- ・ 座席の数が 401 以上の場合：0.5 %以上

	複数の客席を設ける場合
車椅子使用者用部分の設置イメージ	
車椅子使用者用部分の箇所数	客席① 200席の客席 2箇所以上 客席② 200席の客席 2箇所以上 客席③ 600席の客席 3箇所以上

出典：国土交通省（技術的助言抜粋）

【バリアフリー法施行令改正に伴う車椅子使用者用部分の構造等】

- ・ 幅：90 cm以上
- ・ 奥行き：135 cm以上
- ・ 床：平ら
- ・ 客席の出入口から車椅子使用者部分までの経路を移動等円滑化経路とする

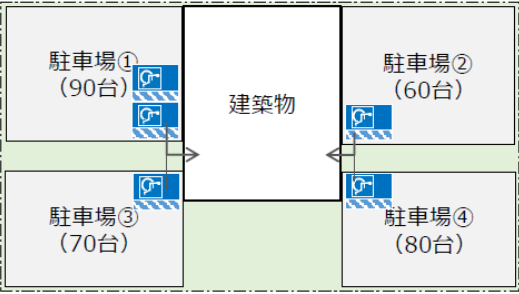


出典：国土交通省（技術的助言抜粋）

③ 車椅子使用者用駐車場（バリアフリー建築条例：付加基準なし）

【施行令改正に伴う車椅子使用者用駐車施設の設置イメージ】

- ・ 駐車施設の総数が 200 以下の場合：2 %以上
- ・ 駐車施設の総数が 201 以上の場合：1 % + 2 以上

	複数の駐車場を設ける場合
車椅子使用者用 駐車施設の設置 イメージ	
車椅子使用者用 駐車施設の必要 設置数	駐車施設の総数 $90 + 60 + 70 + 80 = 300$ 台 $300 \text{ 台} \times 1\% + 2 = 5 \text{ 台}$ ※駐車場①～④での配置は任意

出典：国土交通省（技術的助言抜粋）

世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
○世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例	○世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例
平成19年 3 月14日条例第28号	平成19年 3 月14日条例第28号
改正	改正
平成19年10月 1 日条例第49号	平成19年10月 1 日条例第49号
令和元年12月 9 日条例第67号	令和元年12月 9 日条例第67号
令和 3 年 3 月 9 日条例第19号	令和 3 年 3 月 9 日条例第19号
令和 3 年 6 月25日条例第42号	令和 3 年 6 月25日条例第42号
令和 5 年 6 月27日条例第51号	令和 5 年 6 月27日条例第51号
<u>令和 7 年月日条例第号</u>	
世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例	世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例
（趣旨）	（趣旨）
第1条 この条例は、高齢者、障害者等が特定建築物を安全で安心して円滑に利用しやすいように高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第14条第3項の規定により、特別特定建築物に追加する特定建築物その他必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、高齢者、障害者等が特定建築物を安全で安心して円滑に利用しやすいように高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第14条第3項の規定により、特別特定建築物に追加する特定建築物その他必要な事項を定めるものとする。
（定義）	（定義）
第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。	第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。
（特別特定建築物に追加する特定建築物）	（特別特定建築物に追加する特定建築物）
第3条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。	第3条 法第14条第3項の条例で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

改正後	改正前
(1) 学校（令第5条第1号に規定する特定建築物を除く。） (2) 共同住宅 (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（令第5条第9号に規定する特定建築物を除く。） (4) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設（令第5条第11号に規定する特定建築物を除く。） (5) 料理店 （特別特定建築物の建築の規模）	(1) 学校（令第5条第1号に規定する特定建築物を除く。） (2) 共同住宅 (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（令第5条第9号に規定する特定建築物を除く。） (4) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設（令第5条第11号に規定する特定建築物を除く。） (5) 料理店 （特別特定建築物の建築の規模）
第4条 法第14条第3項の規定により条例で定める特別特定建築物（前条に規定する特定建築物を含む。以下同じ。）の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。）の規模は、別表第1の左欄に掲げる特別特定建築物ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる床面積の合計（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積の合計。以下同じ。）とする。 2 前項の規模に満たない特別特定建築物の建築については、当該特別特定建築物の床面積の合計と当該特別特定建築物と同一敷地内に存する他の特別特定建築物の床面積の合計との合計が2,000平方メートル以上となる場合は、同項の規模を満たしているものとみなす。 （建築物移動等円滑化基準）	第4条 法第14条第3項の規定により条例で定める特別特定建築物（前条に規定する特定建築物を含む。以下同じ。）の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。）の規模は、別表第1の左欄に掲げる特別特定建築物ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる床面積の合計（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積の合計。以下同じ。）とする。 2 前項の規模に満たない特別特定建築物の建築については、当該特別特定建築物の床面積の合計と当該特別特定建築物と同一敷地内に存する他の特別特定建築物の床面積の合計との合計が2,000平方メートル以上となる場合は、同項の規模を満たしているものとみなす。 （建築物移動等円滑化基準）
第5条 特別特定建築物のうち床面積の合計が2,000平方メートル未満の特別特定建築物を建築しようとする者は、当該特別特定建築物を令第11条から第25条までに規定する建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、特別特定建築物のうち別表第2の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、それぞれ同表の右欄に掲げる床面積の合計の特別特定建築物（以下「中規模建築物」とい	第5条 特別特定建築物のうち床面積の合計が2,000平方メートル未満の特別特定建築物を建築しようとする者は、当該特別特定建築物を令第11条から第24条までに規定する建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、特別特定建築物のうち別表第2の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、それぞれ同表の右欄に掲げる床面積の合計の特別特定建築物（以下「中規模建築物」とい

改正後	改正前
う。)を建築しようとする者は、当該中規模建築物を<u>令第20条</u>及び<u>第26条</u>に規定する建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。	う。)を建築しようとする者は、当該中規模建築物を<u>令第19条</u>及び<u>第25条</u>に規定する建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない。
3 前2項の規定は、当該建築をした特別特定建築物の維持保全をする者についても、同様とする。	3 前2項の規定は、当該建築をした特別特定建築物の維持保全をする者についても、同様とする。
第6条 法第14条第3項の規定により条例で定める建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。	第6条 法第14条第3項の規定により条例で定める建築物移動等円滑化基準に付加する事項は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。
(1) 中規模建築物 次のア及びイに定めるもの並びに次条から第15条まで(第13条第1項第5号ア及びイ(ア)を除く。)及び第16条に定めるもの	(1) 中規模建築物 次のア及びイに定めるもの並びに次条から第15条まで(第13条第1項第5号ア及びイ(ア)を除く。)及び第16条に定めるもの
ア 令第11条から第13条まで、<u>第14条第3項及び第4項、第17条、第22条</u>(<u>令第21条</u>第2項の規定による案内設備又は同条第3項の規定による案内所を設ける場合に限る。)、<u>第23条</u>並びに<u>第25条</u>に規定する基準によるもの	ア 令第11条から第13条まで、<u>第14条第1項第1号及び第2項、第16条、第21条</u>(<u>令第20条</u>第2項の規定による案内設備又は同条第3項の規定による案内所を設ける場合に限る。)、<u>第22条</u>並びに<u>第24条</u>に規定する基準によるもの
イ <u>令第19条</u>第1項第2号及び第3号に掲げる場合における移動等円滑化経路にあっては、同条第2項第1号(階から階に至る階段を除く。)、第2号、第6号及び第7号(同号イ中「百二十センチメートル」とあるのは「九十センチメートル」と、同号ニ(1)中「段に代わるもの」にあっては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあっては九十センチメートル」とあるのは「九十センチメートル」と読み替えるものとする。)並びに同条第3項に規定する基準によるもの	イ <u>令第18条</u>第1項第2号及び第3号に掲げる場合における移動等円滑化経路にあっては、同条第2項第1号(階から階に至る階段を除く。)、第2号、第6号及び第7号(同号イ中「百二十センチメートル」とあるのは「九十センチメートル」と、同号ニ(1)中「段に代わるもの」にあっては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあっては九十センチメートル」とあるのは「九十センチメートル」と読み替えるものとする。)並びに同条第3項に規定する基準によるもの
(2) 中規模建築物以外の特別特定建築物 次条から第16条までに定めるもの (廊下等)	(2) 中規模建築物以外の特別特定建築物 次条から第16条までに定めるもの (廊下等)
第7条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、階段、傾斜路等(以下「階段等」とい	第7条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、階段、傾斜路等(以下「階段等」とい

改正後	改正前
う。)の下においては、安全に歩行するために必要な高さ及び空間を確保しなければならない。ただし、階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講ずるものとする。 (階段)	う。)の下においては、安全に歩行するために必要な高さ及び空間を確保しなければならない。ただし、階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講ずるものとする。 (階段)
第8条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 踊場に手すりを設けること。 (2) けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とし、それぞれ一定とすること。 (3) 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度としてないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。 2 前項の規定にかかわらず、中規模建築物及び特別特定建築物のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅(以下「中規模共同住宅」という。)における階段については、次に掲げるものでなければならない。 (1) 踊場に手すりを設けること。 (2) けあげ及び踏面の寸法は、それぞれ一定とすること。 3 前2項の規定は、<u>令第19条</u>第2項第5号に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーを併設し、<u>第13条第4号の基準を満たす</u>場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。	第8条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段のうち1以上は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 踊場に手すりを設けること。 (2) けあげの寸法は18センチメートル以下、踏面の寸法は26センチメートル以上とし、それぞれ一定とすること。 (3) 階段の幅(当該階段の幅の算定に当たっては、手すりの幅は10センチメートルを限度としてないものとみなす。)は、120センチメートル以上とすること。 2 前項の規定にかかわらず、中規模建築物及び特別特定建築物のうち床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の共同住宅(以下「中規模共同住宅」という。)における階段については、次に掲げるものでなければならない。 (1) 踊場に手すりを設けること。 (2) けあげ及び踏面の寸法は、それぞれ一定とすること。 3 前2項の規定は、<u>令第18条</u>第2項第5号に規定する基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーを併設する場合には、適用しない。ただし、主として高齢者、障害者等が利用する階段については、この限りでない。
(便所) 第9条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、出入口及び床面には段を設けないこととし(共同住宅については除く。)、並びに床の表面を粗	(便所) 第9条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、出入口及び床面には段を設けないこととし(共同住宅については除く。)、並びに床の表面を粗

改正後	改正前
面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。 2 前項の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものでなければならない。 (1) 別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、それぞれ同表の右欄に掲げる床面積の合計である場合 ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 (2) 別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、床面積の合計1,000平方メートル以上である場合 ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。）。	面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。 2 前項の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものでなければならない。 (1) 別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、それぞれ同表の右欄に掲げる床面積の合計である場合 ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。 (2) 別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、床面積の合計1,000平方メートル以上である場合 ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。）。
<u>3 第1項の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に、車椅子使用者用便房を1以上設けなければならない。</u>	<u>(新設)</u>
<u>4</u> 第1項の便所内に車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上（男子用便所及び女子用便所の区別があるときは、それぞれの便所内の当該便房のうち1以上）は、次に掲げるものでなければならない。ただし、共同住宅については、この限りでない。 (1) 大便器のある便房に手すりを設けること。 (2) 大便器は、腰掛便座とすること。	<u>3</u> 第1項の便所内に車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上（男子用便所及び女子用便所の区別があるときは、それぞれの便所内の当該便房のうち1以上）は、次に掲げるものでなければならない。ただし、共同住宅については、この限りでない。 (1) 大便器のある便房に手すりを設けること。 (2) 大便器は、腰掛便座とすること。
<u>5</u> 第1項の便所内に床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、手すりを設けなければならない。ただし、共同住宅については、この限りでない。	<u>4</u> 第1項の便所内に床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、手すりを設けなければならない。ただし、共同住宅については、この限りでない。

改正後	改正前
(浴室等) 第10条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。 2 浴室等のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。 (2) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。ただし、中規模建築物及び中規模共同住宅については、この限りでない。 (3) 出入口は、次に掲げるものであること。ただし、中規模建築物及び中規模共同住宅については、この限りでない。 ア 幅は、85センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 (敷地内の通路) 第11条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さ及び空間を確保しなければならない。ただし、階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講ずるものとする。 (駐車場) 第12条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、<u>令第19条</u>第1項第3号に規定する経路についての誘導表示を設けなければならない。た	(浴室等) 第10条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）を設ける場合には、床の表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。 2 浴室等のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。 (2) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。ただし、中規模建築物及び中規模共同住宅については、この限りでない。 (3) 出入口は、次に掲げるものであること。ただし、中規模建築物及び中規模共同住宅については、この限りでない。 ア 幅は、85センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 (敷地内の通路) 第11条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さ及び空間を確保しなければならない。ただし、階段等の構造上やむを得ず確保することができない場合は、主として視覚障害者に配慮した安全な措置を講ずるものとする。 (駐車場) 第12条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、<u>令第18条</u>第1項第3号に規定する経路についての誘導表示を設けなければならない。た

改正後	改正前
だし、中規模建築物及び中規模共同住宅については、この限りでない。 (移動等円滑化経路等) 第13条 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。 ア 幅は、85センチメートル以上とすること（イに掲げるもの並びにエレベーターの籠及び昇降路の出入口並びに中規模建築物に設けられるものを除く。）。 イ 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100センチメートル以上（中規模建築物については、85センチメートル以上）とすること。 (2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。ただし、中規模建築物については、この限りでない。 ア 幅は、140センチメートル以上とすること。 イ 階段の下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること（主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合又は点状ブロック等の敷設が施設の利用に特に支障をきたす場合を除く。）。 ウ 別表第4に掲げる特別特定建築物で、床面積の合計が5,000平方メートル以上のものにあつては、授乳及びおむつ交換のできる場所を1以上設け、ベビーベッド、椅子等の設備を適切に配置するとともに、その付近に、その旨の表示を行うこと（他に授乳及びおむつ交換のできる場所を設ける場合を除く。）。 (3) 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。	だし、中規模建築物及び中規模共同住宅については、この限りでない。 (移動等円滑化経路等) 第13条 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。 ア 幅は、85センチメートル以上とすること（イに掲げるもの並びにエレベーターの籠及び昇降路の出入口並びに中規模建築物に設けられるものを除く。）。 イ 直接地上へ通ずる出入口の幅は、100センチメートル以上（中規模建築物については、85センチメートル以上）とすること。 (2) 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、次に掲げるものであること。ただし、中規模建築物については、この限りでない。 ア 幅は、140センチメートル以上とすること。 イ 階段の下端に近接する廊下等の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること（主として自動車の駐車のために供する施設に設ける場合又は点状ブロック等の敷設が施設の利用に特に支障をきたす場合を除く。）。 ウ 別表第4に掲げる特別特定建築物で、床面積の合計が5,000平方メートル以上のものにあつては、授乳及びおむつ交換のできる場所を1以上設け、ベビーベッド、椅子等の設備を適切に配置するとともに、その付近に、その旨の表示を行うこと（他に授乳及びおむつ交換のできる場所を設ける場合を除く。）。 (3) 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げるものであること。

改正後	改正前
と。ただし、中規模建築物については、この限りでない。 ア 幅は、階段に代わるものにあつては140センチメートル以上とすること。 イ 勾配は、12分の1を超えないこと。 ウ 手すりを設けること（令第13条第1号に規定する手すりが設けられている場合を除く。）。 エ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 オ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。 （4） 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーターの籠及び昇降路は、次に掲げるものであること。 ア エレベーターの籠及び昇降路の出入口の幅は、当該エレベーターを設ける特別特定建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超える場合にあつては、90センチメートル以上とすること。 イ エレベーターの籠及び昇降路の出入口の戸は、籠の中を見通すことができるガラス窓を設けること。ただし、常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合又は聴覚障害者への情報伝達に係る設備がある場合は、この限りでない。 （5） 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。 ア 幅は、140センチメートル以上とすること。 イ 傾斜路は、次に掲げるものであること。 （ア） 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上とすること。 （イ） 勾配は、20分の1（中規模建築物については、傾斜路の高さが16センチメートルを超え75センチメートル以下のものにあつては12分の1、16センチメートル以下のものにあつて	と。ただし、中規模建築物については、この限りでない。 ア 幅は、階段に代わるものにあつては140センチメートル以上とすること。 イ 勾配は、12分の1を超えないこと。 ウ 手すりを設けること（令第13条第1号に規定する手すりが設けられている場合を除く。）。 エ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 オ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。 （4） 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーターの籠及び昇降路は、次に掲げるものであること。 ア エレベーターの籠及び昇降路の出入口の幅は、当該エレベーターを設ける特別特定建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超える場合にあつては、90センチメートル以上とすること。 イ エレベーターの籠及び昇降路の出入口の戸は、籠の中を見通すことができるガラス窓を設けること。ただし、常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合又は聴覚障害者への情報伝達に係る設備がある場合は、この限りでない。 （5） 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものであること。 ア 幅は、140センチメートル以上とすること。 イ 傾斜路は、次に掲げるものであること。 （ア） 幅は、段に代わるものにあつては140センチメートル以上とすること。 （イ） 勾配は、20分の1（中規模建築物については、傾斜路の高さが16センチメートルを超え75センチメートル以下のものにあつては12分の1、16センチメートル以下のものにあつて

改正後	改正前
は8分の1)を超えないこと。 (ウ) 手すりを設けること。 (エ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 (オ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。ただし、中規模建築物については、この限りでない。 ウ 排水溝、集水ます等は、設けないこと。建築物の配置上やむを得ず設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障のないものとする。	は8分の1)を超えないこと。 (ウ) 手すりを設けること。 (エ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 (オ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。ただし、中規模建築物については、この限りでない。 ウ 排水溝、集水ます等は、設けないこと。建築物の配置上やむを得ず設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障のないものとする。
2 建築物（幼稚園、保育所、母子生活支援施設及び理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗を除く。）に、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等から当該利用居室までの経路（当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分に限る。）のうち1以上を、<u>令第19条</u>第2項第1号から第6号まで及び前項第1号から第4号までの基準に適合させなければならない。ただし、中規模建築物については、この限りでない。	2 建築物（幼稚園、保育所、母子生活支援施設及び理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗を除く。）に、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等から当該利用居室までの経路（当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分に限る。）のうち1以上を、<u>令第18条</u>第2項第1号から第6号まで及び前項第1号から第4号までの基準に適合させなければならない。ただし、中規模建築物については、この限りでない。
3 前項に規定する経路又はその一部が、移動等円滑化経路又はその一部となる場合にあっては、当該前項に規定する経路又はその一部については、同項の規定は適用しない。	3 前項に規定する経路又はその一部が、移動等円滑化経路又はその一部となる場合にあっては、当該前項に規定する経路又はその一部については、同項の規定は適用しない。
4 <u>令第19条</u>第1項第1号に規定する経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により第1項第5号の規定によることが困難である場合において、同項及び第2項の規定は、当該経路を建築物の車寄せから利用居室までの経路として適用する。	4 <u>令第18条</u>第1項第1号に規定する経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により第1項第5号の規定によることが困難である場合において、同項及び第2項の規定は、当該経路を建築物の車寄せから利用居室までの経路として適用する。
5 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により<u>令第19条</u>第2項第7号及び第1項第5号の規定によることが困難である場合（中規模建築物における場合に限る。）は、当該敷地内の通路については、<u>令第19条</u>第2項第1号の規定は適用しない。ただ	5 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により<u>令第18条</u>第2項第7号及び第1項第5号の規定によることが困難である場合（中規模建築物における場合に限る。）は、当該敷地内の通路については、<u>令第18条</u>第2項第1号の規定は適用しない。ただ

改正後	改正前
し、主として高齢者、障害者等が中規模建築物を円滑に利用することができる措置を講じなければならない。 (共同住宅) 第14条 共同住宅においては、道等から各住戸（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅にあっては、地上階にあるものに限る。以下同じ。）までの経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用することができる経路（以下この条において「特定経路」という。）にしなければならない。 2 特定経路は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 当該特定経路上に階段又は段を設けないこと（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。）。ただし、中規模共同住宅で、階数が3で戸数が29以下のもの及び階数が4で戸数が19以下のものにおける階から階に至る階段については、この限りでない。 (2) 当該特定経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。 ア 幅は、80センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ウ 床面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。 (3) 当該特定経路を構成する廊下等は、令第11条の規定によるほか、次に掲げるものであること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。 イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。 ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、か	し、主として高齢者、障害者等が中規模建築物を円滑に利用することができる措置を講じなければならない。 (共同住宅) 第14条 共同住宅においては、道等から各住戸（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸がある共同住宅にあっては、地上階にあるものに限る。以下同じ。）までの経路のうち1以上を、多数の者が円滑に利用することができる経路（以下この条において「特定経路」という。）にしなければならない。 2 特定経路は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 当該特定経路上に階段又は段を設けないこと（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。）。ただし、中規模共同住宅で、階数が3で戸数が29以下のもの及び階数が4で戸数が19以下のものにおける階から階に至る階段については、この限りでない。 (2) 当該特定経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。 ア 幅は、80センチメートル以上とすること。 イ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ウ 床面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。 (3) 当該特定経路を構成する廊下等は、令第11条の規定によるほか、次に掲げるものであること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。 イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。 ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、か

改正後	改正前
つ、その前後に高低差がないこと。 (4) 当該特定経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、令第13条の規定によるほか、次に掲げるものであること。 ア 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 イ 勾配は、12分の1（傾斜路の高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1）を超えないこと。 ウ 傾斜路の高さが75センチメートルを超えるものにあつては、傾斜路の高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。 エ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 オ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。 (5) 当該特定経路を構成するエレベーター（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、階数が3で戸数が30以上、階数が4で戸数が20以上及び階数が5以上の中規模共同住宅並びに床面積の合計が2,000平方メートル以上の共同住宅については、次に掲げるものであること。 ア 籠は、各住戸、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。 イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 ウ 籠の奥行きは、115センチメートル以上とすること。ただし、中規模共同住宅については、車椅子を使用することができる奥行きがあること。 エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行き	つ、その前後に高低差がないこと。 (4) 当該特定経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、令第13条の規定によるほか、次に掲げるものであること。 ア 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 イ 勾配は、12分の1（傾斜路の高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1）を超えないこと。 ウ 傾斜路の高さが75センチメートルを超えるものにあつては、傾斜路の高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。 エ 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 オ 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。 (5) 当該特定経路を構成するエレベーター（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、階数が3で戸数が30以上、階数が4で戸数が20以上及び階数が5以上の中規模共同住宅並びに床面積の合計が2,000平方メートル以上の共同住宅については、次に掲げるものであること。 ア 籠は、各住戸、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。 イ 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 ウ 籠の奥行きは、115センチメートル以上とすること。ただし、中規模共同住宅については、車椅子を使用することができる奥行きがあること。 エ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行き

改正後	改正前
は、150センチメートル以上とすること。ただし、中規模共同住宅については、車椅子を回転させることができる空間を確保すること。 オ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が円滑に利用することができる位置に制御装置を設けること。 カ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。 キ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。 ク エレベーターの籠及び昇降路の出入口の戸は、籠の中を見通すことができるガラス窓を設けること。ただし、常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合又は聴覚障害者への情報伝達に係る設備がある場合は、この限りでない。 (6) 当該特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件（平成18年国土交通省告示第1492号）に定める構造とすること。 (7) 当該特定経路を構成する敷地内の通路は、令第17条の規定によるほか、次に掲げるものであること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。 イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。ただし、中規模共同住宅については、この限りでない。 ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 エ 傾斜路は、次に掲げるものであること。	は、150センチメートル以上とすること。ただし、中規模共同住宅については、車椅子を回転させることができる空間を確保すること。 オ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が円滑に利用することができる位置に制御装置を設けること。 カ 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。 キ 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。 ク エレベーターの籠及び昇降路の出入口の戸は、籠の中を見通すことができるガラス窓を設けること。ただし、常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合又は聴覚障害者への情報伝達に係る設備がある場合は、この限りでない。 (6) 当該特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機等を定める件（平成18年国土交通省告示第1492号）に定める構造とすること。 (7) 当該特定経路を構成する敷地内の通路は、令第16条の規定によるほか、次に掲げるものであること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。 イ 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。ただし、中規模共同住宅については、この限りでない。 ウ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 エ 傾斜路は、次に掲げるものであること。

改正後	改正前
(ア) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 (イ) 勾配は、12分の1（傾斜路の高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1）を超えないこと。 (ウ) 傾斜路の高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、傾斜路の高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。 (エ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 (オ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。ただし、中規模共同住宅については、この限りでない。 オ 排水溝、集水ます等は、設けないこと。建築物の配置上やむを得ず設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障のないものとする。	(ア) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 (イ) 勾配は、12分の1（傾斜路の高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1）を超えないこと。 (ウ) 傾斜路の高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、傾斜路の高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。 (エ) 両側に側壁又は立ち上がりを設けること。 (オ) 傾斜路の始点及び終点には、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。ただし、中規模共同住宅については、この限りでない。 オ 排水溝、集水ます等は、設けないこと。建築物の配置上やむを得ず設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障のないものとする。
3 当該特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第7号アからオまでの規定によることが困難である場合における前2項の規定の適用については、第1項中「道等」とあるのは、「当該共同住宅の車寄せ」とする。	3 当該特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第7号アからオまでの規定によることが困難である場合における前2項の規定の適用については、第1項中「道等」とあるのは、「当該共同住宅の車寄せ」とする。
4 特定経路となるべき経路又はその一部が移動等円滑化経路若しくはその一部又は前条第2項に規定する経路若しくはその一部となる場合にあつては、当該特定経路となるべき経路又はその一部については、前3項の規定は適用しない。 （ホテル又は旅館）	4 特定経路となるべき経路又はその一部が移動等円滑化経路若しくはその一部又は前条第2項に規定する経路若しくはその一部となる場合にあつては、当該特定経路となるべき経路又はその一部については、前3項の規定は適用しない。 （ホテル又は旅館）
第14条の2 ホテル又は旅館（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法（昭和23年法律第138号）	第14条の2 ホテル又は旅館（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法（昭和23年法律第138号）

改正後	改正前
第2条第3項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。以下この条及び次条において同じ。)においては、道等及び車椅子使用者用駐車施設から車椅子使用者用客室以外の各客室（以下この条及び次条において「一般客室」という。）までの経路のうち1以上を、階段又は段を設けない経路（以下この条において「宿泊者特定経路」という。）にしなければならない。ただし、前条第2項第4号に規定する傾斜路、同項第5号に規定するエレベーター又は同項第6号に規定する昇降機を併設する場合は、この限りでない。 2 ホテル又は旅館の一般客室は、次に掲げるものでなければならない。ただし、和室部分については、この限りでない。 (1) 一般客室の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 (2) 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、75センチメートル以上（一般客室の床面積（和室部分及び同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く。第4号において同じ。）が15平方メートル未満の場合にあっては、70センチメートル以上）とすること。 (3) 一般客室内（同一客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。）には、階段又は段を設けないこと。ただし、次のアからウまでに掲げる場合に応じ、当該アからウまでに定める部分を除く。 ア 同一客室内に複数の階がある場合 当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分 イ 勾配が12分の1を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分 ウ 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合	第2条第3項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。以下この条及び次条において同じ。)においては、道等及び車椅子使用者用駐車施設から車椅子使用者用客室以外の各客室（以下この条及び次条において「一般客室」という。）までの経路のうち1以上を、階段又は段を設けない経路（以下この条において「宿泊者特定経路」という。）にしなければならない。ただし、前条第2項第4号に規定する傾斜路、同項第5号に規定するエレベーター又は同項第6号に規定する昇降機を併設する場合は、この限りでない。 2 ホテル又は旅館の一般客室は、次に掲げるものでなければならない。ただし、和室部分については、この限りでない。 (1) 一般客室の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。 (2) 一般客室内の1以上の便所及び1以上の浴室等の出入口の幅は、75センチメートル以上（一般客室の床面積（和室部分及び同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く。第4号において同じ。）が15平方メートル未満の場合にあっては、70センチメートル以上）とすること。 (3) 一般客室内（同一客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。）には、階段又は段を設けないこと。ただし、次のアからウまでに掲げる場合に応じ、当該アからウまでに定める部分を除く。 ア 同一客室内に複数の階がある場合 当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分 イ 勾配が12分の1を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分 ウ 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合

改正後	改正前
当該高低差の部分 (4) 第2号の規定に該当する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの（当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合にあつては、当該出入口を除く当該場所の1以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するもの）の幅は、100センチメートル以上（一般客室の床面積が15平方メートル未満の場合にあつては、80センチメートル以上）とすること。 3 宿泊者特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により第1項の規定によることが困難である場合における同項の規定の適用については、同項中「道等」とあるのは、「当該ホテル又は旅館の車寄せ」とする。 4 宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部が移動等円滑化経路若しくはその一部又は第13条第2項に規定する経路若しくはその一部となる場合にあつては、当該宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部については、第1項及び前項の規定は適用しない。 （増築等に関する適用範囲） 第15条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第1号において「増築等」という。）をする場合には、第7条から第13条までの規定（共同住宅にあつては第7条から第14条までの規定、前条第1項に規定するホテル又は旅館にあつては第7条から第13条まで及び前条の規定）は、次に掲げる建築物の部分（<u>第2号、第4号又は第6号の経路が2以上ある場合にあつては、いずれか1の経路に係る部分</u>）に限り、適用する。 (1) 当該増築等に係る部分 (2) 道等から前号に掲げる部分にある利用居室、共同住宅の各住戸又は前条第1項に規定するホテル若しくは旅館の一般客室までの経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーター	当該高低差の部分 (4) 第2号の規定に該当する便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの（当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合にあつては、当該出入口を除く当該場所の1以上の出入口及びこれに接する通路その他これに類するもの）の幅は、100センチメートル以上（一般客室の床面積が15平方メートル未満の場合にあつては、80センチメートル以上）とすること。 3 宿泊者特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により第1項の規定によることが困難である場合における同項の規定の適用については、同項中「道等」とあるのは、「当該ホテル又は旅館の車寄せ」とする。 4 宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部が移動等円滑化経路若しくはその一部又は第13条第2項に規定する経路若しくはその一部となる場合にあつては、当該宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部については、第1項及び前項の規定は適用しない。 （増築等に関する適用範囲） 第15条 建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第1号において「増築等」という。）をする場合には、第7条から第13条までの規定（共同住宅にあつては第7条から第14条までの規定、前条第1項に規定するホテル又は旅館にあつては第7条から第13条まで及び前条の規定）は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。 (1) 当該増築等に係る部分 (2) 道等から前号に掲げる部分にある利用居室、共同住宅の各住戸又は前条第1項に規定するホテル若しくは旅館の一般客室までの<u>1以上の</u>経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレ

改正後	改正前
その他の昇降機及び敷地内の通路 (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所 (4) 第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 (5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場 (6) 車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）又は前条第1項に規定するホテル若しくは旅館の一般客室までの経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 （公立小学校等に関する読替え）	ベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 (3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所 (4) 第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者用便房（前号に掲げる便所に設けられるものに限る。）までの<u>1以上</u>の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 (5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場 (6) 車椅子使用者用駐車施設（前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。）から第1号に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等）又は前条第1項に規定するホテル若しくは旅館の一般客室までの<u>1以上</u>の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路 （公立小学校等に関する読替え）
第15条の2 公立小学校等についての第7条から第13条まで及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、同条中「特別特定建築物」とあるのは「公立小学校等」とする。 （条例で定めることにより特別特定建築物となるものに関する読替え）	第15条の2 公立小学校等についての第7条から第13条まで及び前条の規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは「多数の者が利用する」と、同条中「特別特定建築物」とあるのは「公立小学校等」とする。 （条例で定めることにより特別特定建築物となるものに関する読替え）
第16条 第3条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する第7条から第15条までの規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。	第16条 第3条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に対する第7条から第15条までの規定の適用については、これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

改正後	改正前
(制限の緩和) 第17条 第3条から第15条まで（第5条については、特別特定建築物のうち床面積の合計が500平方メートル未満のもの（中規模建築物を除く。）に限る。）の規定は、法令その他別に定めがあるもののほか、区長がこれらの規定によることなく高齢者、障害者等若しくは多数の者が建築物特定施設を円滑に利用することができることと認める場合又は建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ないと認める場合は、適用しないことができる。 附 則 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。 2 この条例の施行前に世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例（平成19年3月世田谷区条例第27号）附則第2項の規定による廃止前の世田谷区福祉のいえ・まち推進条例（平成7年11月世田谷区条例第68号）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。 3 この条例の施行の際、現に建築又は修繕若しくは模様替の工事中の特別特定建築物については、第4条から第15条までの規定は適用せず、なお従前の例による。 4 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物で、令附則第4条に規定する政令で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、この条例の規定は適用せず、なお従前の例による。 附 則（平成19年10月1日条例第49号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（令和元年12月9日条例第67号） 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 この条例による改正後の第15条の規定は、施行日以後に着手する	(制限の緩和) 第17条 第3条から第15条まで（第5条については、特別特定建築物のうち床面積の合計が500平方メートル未満のもの（中規模建築物を除く。）に限る。）の規定は、法令その他別に定めがあるもののほか、区長がこれらの規定によることなく高齢者、障害者等若しくは多数の者が建築物特定施設を円滑に利用することができることと認める場合又は建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ないと認める場合は、適用しないことができる。 附 則 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。 2 この条例の施行前に世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例（平成19年3月世田谷区条例第27号）附則第2項の規定による廃止前の世田谷区福祉のいえ・まち推進条例（平成7年11月世田谷区条例第68号）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。 3 この条例の施行の際、現に建築又は修繕若しくは模様替の工事中の特別特定建築物については、第4条から第15条までの規定は適用せず、なお従前の例による。 4 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物で、令附則第4条に規定する政令で指定する類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、この条例の規定は適用せず、なお従前の例による。 附 則（平成19年10月1日条例第49号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則（令和元年12月9日条例第67号） 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 この条例による改正後の第15条の規定は、施行日以後に着手する

改正後	改正前
増築又は改築（以下「増築等」という。）について適用し、施行日前に着手した増築等については、なお従前の例による。 3 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物（世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例第4条第1項に規定する特別特定建築物をいう。）で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）附則第4条第5号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、この条例による改正後の第15条の規定は適用しない。 附 則（令和3年3月9日条例第19号） この条例は、令和3年4月1日から施行する。 附 則（令和3年6月25日条例第42号） 1 この条例は、令和3年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 この条例による改正後の第5条、第6条、第13条及び第17条の規定は、施行日以後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物（世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例第4条第1項に規定する特別特定建築物をいう。以下同じ。）にすることを含む。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に着手した建築については、なお従前の例による。 3 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）附則第4条第4号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、この条例による改正後の第5条、第6条、第13条及び第17条の規定は適用しない。 附 則（令和5年6月27日条例第51号） 1 この条例は、令和5年10月1日（以下「施行日」という。）から	増築又は改築（以下「増築等」という。）について適用し、施行日前に着手した増築等については、なお従前の例による。 3 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物（世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例第4条第1項に規定する特別特定建築物をいう。）で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）附則第4条第5号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、この条例による改正後の第15条の規定は適用しない。 附 則（令和3年3月9日条例第19号） この条例は、令和3年4月1日から施行する。 附 則（令和3年6月25日条例第42号） 1 この条例は、令和3年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 この条例による改正後の第5条、第6条、第13条及び第17条の規定は、施行日以後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物（世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例第4条第1項に規定する特別特定建築物をいう。以下同じ。）にすることを含む。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に着手した建築については、なお従前の例による。 3 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）附則第4条第4号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、この条例による改正後の第5条、第6条、第13条及び第17条の規定は適用しない。 附 則（令和5年6月27日条例第51号） 1 この条例は、令和5年10月1日（以下「施行日」という。）から

改正後	改正前
施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、施行日以後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物（世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例第4条第1項に規定する特別特定建築物をいう。以下同じ。）にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持保全について適用し、施行日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持保全については、なお従前の例による。 3 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）附則第4条第5号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、改正後の条例の規定は適用しない。 <u>附 則（令和7年月日条例第号）</u> <u>1 この条例は、令和7年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</u> <u>2 この条例による改正後の世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の規定は、施行日以後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物（世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例第4条第1項に規定する特別特定建築物をいう。以下同じ。）にすることを含む。以下同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持保全について適用し、施行日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持保全については、なお従前の例による。</u>	施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、施行日以後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物（世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例第4条第1項に規定する特別特定建築物をいう。以下同じ。）にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持保全について適用し、施行日前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持保全については、なお従前の例による。 3 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）附則第4条第5号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、改正後の条例の規定は適用しない。

改正後		改正前	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
特別特定建築物	床面積の合計	特別特定建築物	床面積の合計
学校		学校	
病院又は診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）		病院又は診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）	
集会場（1の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。）又は公会堂		集会場（1の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。）又は公会堂	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署		保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの		老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
博物館、美術館又は図書館		博物館、美術館又は図書館	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
公衆便所	200平方メートル以上	公衆便所	200平方メートル以上
診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。）		診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。）	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
飲食店		飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービスを営む店舗		理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービスを営む店舗	

改正後		改正前	
自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	500平方メートル以上	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	500平方メートル以上
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	1,000平方メートル以上	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	1,000平方メートル以上
集会場（すべての集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。）		集会場（すべての集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。）	
展示場		展示場	
ホテル又は旅館		ホテル又は旅館	
共同住宅		共同住宅	
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場		体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	
公衆浴場		公衆浴場	
料理店		料理店	
備考 床面積の合計の欄に定めのない特別特定建築物は、規模にかかわらず、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならないものとする。		備考 床面積の合計の欄に定めのない特別特定建築物は、規模にかかわらず、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならないものとする。	
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）	
特別特定建築物	床面積の合計	特別特定建築物	床面積の合計
診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。）	200平方メートル以上500平方メートル未満	診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。）	200平方メートル以上500平方メートル未満
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
飲食店		飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
別表第3（第9条関係）		別表第3（第9条関係）	

改正後			改正前		
特別特定建築物	床面積の合計		特別特定建築物	床面積の合計	
幼稚園	200平方メートル以上		幼稚園	200平方メートル以上	
病院又は診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）			病院又は診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）		
集会場（1の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。）又は公会堂			集会場（1の集会室の床面積が200平方メートルを超えるものに限る。）又は公会堂		
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署			保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署		
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの			老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの		
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
博物館、美術館又は図書館	500平方メートル以上		博物館、美術館又は図書館	500平方メートル以上	
診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。）			診療所（患者の収容施設を有しないものに限る。）		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
飲食店			飲食店		
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	1,000平方メートル以上		理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	1,000平方メートル以上	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場			劇場、観覧場、映画館又は演芸場		
集会場（すべての集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。）			集会場（すべての集会室の床面積が200平方メートル以下のものに限る。）		

改正後			改正前		
	展示場			展示場	
	ホテル又は旅館			ホテル又は旅館	
	体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場			体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	
別表第４（第13条関係）			別表第４（第13条関係）		
	病院又は診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）			病院又は診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）	
	劇場、観覧場、映画館又は演芸場			劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
	集会場又は公会堂			集会場又は公会堂	
	展示場			展示場	
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
	ホテル又は旅館			ホテル又は旅館	
	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署			保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
	博物館、美術館又は図書館			博物館、美術館又は図書館	